解散公告（第二回）

当協会は、平成二十五年三月十五日開催の臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

滋賀県守山市梅田町二番一号セルバ守山一〇一

社団法人滋賀県栄養協会

代表清算人　冨永　芳徳

解散公告（第二回）

当組合は、明石市長の解散認可により、平成二十五年三月二十九日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

兵庫県明石市中崎一丁目五番一号　明石市土地区画整理協会内

明石市谷八木北土地区画整理組合

代表清算人　橋本　賢一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

兵庫県西宮市江上町三番四〇号

財団法人西宮市学校給食会

代表清算人　大喜多克雄

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年二月二十五日に神戸市議会議決を経て、国土交通大臣の認可を受け、平成二十五年三月三十一日に解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

神戸市中央区加納町六丁目五番一号

神戸市住宅供給公社

清算人　鳥居　聡

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

奈良県吉野郡川上村大字入之波二九二

財団法人入之波自治会

代表清算人　下西　昭昌

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

広島市西区己斐東一丁目六番一号

財団法人広島県相互扶助会

清算人　古川　政則

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

香川県さぬき市大川町富田中三四二四番地

財団法人さぬき市施設管理公社

代表清算人　渡邊　三洋

解散公告（第二回）

当社は平成二十五年三月三十一日香川県知事の認可により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

香川県小豆郡小豆島町池田二一〇〇番地四

小豆島町土地開発公社

代表清算人　竹内　章介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

高知県長岡郡大豊町西峰二一五二番地

西峰正念会

代表清算人　小松健一郎

代表清算人　笹岡　孝一

代表清算人　笹岡　修一

代表清算人　小笠原啓元

代表清算人　永森　文孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

札幌市白石区川北二条二丁目七番一〇号

財団法人川北会館

代表清算人　山本　章二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月十四日開催の理事会及び評議会の決議により平成二十五年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

北海道磯谷郡蘭越町昆布町二六番地

学校法人昆布大谷学園

清算人　金石　晃陽

解散公告（第三回）

当財団法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

埼玉県狭山市柏原八六四番地一

財団法人狭山市施設管理公社

代表清算人　浜野　良一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月十四日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

東京都墨田区押上二丁目一八番一二号

押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合

代表清算人　戸澤　隆夫

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

大阪市東住吉区公園南矢田三丁目一〇番三〇号

財団法人緑山会

代表清算人　吉本　進次

解散公告（第三回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月七日

堺市堺区中瓦町二丁三番二四号

財団法人堺市都市整備公社

代表清算人　正木　博明

一般社団法人設立のお知らせ

平成二十五年四月一日さいたま地方法務局にて設立登記を完了し一般社団法人埼玉県乳業協会がここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十五年五月七日

さいたま市浦和区高砂三丁目一二番九号

一般社団法人埼玉県乳業協会

代表理事　嶋崎　孝司